

53101-53200 第17 未支給失業等給付の支給

53101-53150 1 未支給失業等給付の支給

53101 (1) 概要

- イ 受給資格者が、離職後安定所に出頭し受給資格の決定を受けた後死亡した場合において、その者に支給されるべき失業等給付（この章においては、求職者給付及び就職促進給付（基本手当、技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費及び求職活動支援費））でまだ支給されていないものがあるときは、死亡した受給資格者（以下「死亡者」という。）の遺族であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者は、自己の名でその未支給の失業等給付の支給を請求することができる（法第10条の3）。
- ロ この場合において、遺族は受給資格者が既に失業の認定、又は基本手当以外の失業等給付の支給要件に該当することの認定を受けた後に死亡した場合には、当該既認定に係る失業等給付の支給を請求することができるのはもちろん、未認定の失業等給付についても支給を請求することができるが、この場合には当該死亡者について、死亡したため失業の認定を受けることができなかつた期間についての失業の認定又は基本手当以外の失業等給付の支給要件に該当することの認定を受けなければならない（法第31条第1項、第37条第9項、第37条の4第6項、第40条第4項、第51条第3項）。

53102 (2) 未支給失業等給付の支給対象者

イ 未支給失業等給付の支給対象者は、死亡者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹（以下「遺族」という。）であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものである。

ロ ここにいう未支給失業等給付とは、遺族が支給の請求をすることができる死亡者に係る未支給の基本手当、技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費及び求職活動支援費をいう（教育訓練給付金については 58071-58080、高年齢雇用継続給付については 59371-59400、育児休業給付について 59721-59740、介護休業給付金については 59921-59940、日雇労働求職者給付金については 90651-90700 参照。以下同じ。）。

ハ 未支給失業等給付の支給対象者については、次の諸点に留意する。

(イ) 死亡とは、官公署又は医師によって死亡の証明がなされ得るものであって、死亡が確認されていない行方不明は含まれない。

ただし、民法第30条の規定により失踪宣告を受けた場合は死亡として取り扱う。

(ロ) 支給を受けるべき者の順位は、上記イで述べた順序である。

また、支給を受けるべき同順位者が2人以上あるときは、その1人のした請求は全員のためその全額につきしたものとみなされ、その1人に対してした支給は全員に対してしたものとみなされる（法第10条の3第3項）。

したがって、1人の者から請求があれば、請求権の時効の中斷の効果は他の遺族にも及ぶことになり、また、同順位者が2人以上あっても請求人の1人に全額

を支給すればよいこととなる。

(ハ) 「生計を同じくしていた」とは、生計の全部又は一部を共同計算することによって日常生活を営むグループの構成員であったということである。

したがって、生計を維持されていたことを要せず、また、必ずしも同居していたことを要しない。生計を維持されていた場合には生計を同じくしていたものと推定して差し支えない。

53103 (3) 未支給失業等給付の支給対象日

イ 未支給失業等給付のうち、死亡者が、死亡したため所定の認定日に安定所に出頭し失業の認定を受けることができなかった基本手当については、当該未認定の日にについて失業の認定をした上支給される。

したがって、次に掲げる日等本来受給資格者が死亡していなくても失業の認定を受けることができない日については支給されない。

(ア) 法第 21 条の待期中の日

(イ) 法第 32 条第 1 項若しくは第 2 項又は法第 33 条第 1 項の規定により基本手当を支給しないこととされた期間中の日

(ハ) 法第 19 条の規定により基本手当を支給しないこととされた日

また、基本手当以外の未支給失業等給付についてもそれぞれの支給要件に該当しないければ支給することはできない。

したがって、例えば移転費は、就職のため住所を移転することを条件として支給するものであるので、紹介された職業に就くためであっても移転の途中で死亡した場合は、移転費を支給しない。

ロ 未支給失業等給付の支給は、死亡の日以後の日分について行うことができないものである。

ただし、死亡の時刻等を勘案し、死亡の日を含めて失業の認定ができる場合は、死亡の日についても支給して差し支えない。この場合、おおむね正午以後に死亡した者については、死亡した日についても失業の認定を行うことができるものとする。なお、この取扱いは、パートタイマー等他の失業の認定にそのまま適用できるものではないので留意する必要がある。

53104 (4) 未認定の未支給失業等給付に係る失業の認定等

イ 遺族が、未支給失業等給付のうち、死亡者が死亡のため失業の認定を受けることができなかった期間に係る基本手当の支給を受けようとするときは、安定所に出頭し、死亡者が当該基本手当を受けようとする期間に失業していたか否かについての失業の認定を受けなければならない（則第 47 条第 1 項）。

また、基本手当以外の未支給失業等給付についても、死亡者がそれぞれの支給要件に該当していたことの認定を受けなければならない。

ただし、安定所長がやむを得ない理由があると認めるときは、遺族の代理人が安定所に出頭し、その資格を証明することができる書類を提出した上、当該認定を受けることができる（則第 47 条第 1 項ただし書）。この場合の「やむを得ない理由」

とは、請求しようとする遺族が幼児である場合、又は長期の傷病、重度の障害等にある状態をいう。遺族が幼児である場合には、後見人を代理人とするものとし、後見人であることを証明する書類（家庭裁判所で発行する証明書）を提出させる。

なお、死亡者が認定を受けていない基本手当又は傷病手当以外の未支給失業等給付の支給の請求については、上記のような特別な理由がなくとも代理人による請求又は郵送による請求書の提出を認めて差し支えない。

この場合の代理人による請求には、委任状が必要である。

また、代理人による申請が行なわれた場合であって、未支給失業等給付申請書に遺族の個人番号が記載されて申請があった場合は、委任状による代理権を確認する他、50005(5)ロ(ロ)の書類によって代理人の身元（実在）を確認するとともに、50005(5)ロ(イ)、(ロ)の書類により遺族の個人番号及び身元（実在）確認を行う。

ロ 死亡日前に 14 日以内の傷病期間のある場合であって、当該傷病期間内の所定認定期間に不出頭しないまま死亡した者に係る当該傷病期間の失業の認定は、則第 25 条に規定する証明書を遺族から提出させて行う。

また、当該傷病の期間内に所定認定期日のない場合においても、当該期間の失業の認定は、これに準ずる証明書を遺族から提出させて行う。

ハ 民法第 30 条の規定により失踪宣告を受けた場合は、死亡として取り扱うこととなっているが、失踪宣告を受けた者に係る失業の認定については、次のとおり取り扱う。

(イ) 民法第 30 条第 1 項の規定に基づき失踪宣告を受けた受給資格者については、失踪期間（7 年間）の満了の時に死亡したものとみなされるため受給資格者自身、長期にわたって所定認定期日に不出頭であり、死亡していなくても失業の認定を受けることができないものと考えられるので、遺族から未支給失業等給付の支給の請求があつても支給できない。

(ロ) 民法第 30 条第 2 項の規定に基づき、失踪宣告を受けた受給資格者については、「危難が去った時」に死亡したものとみなされるため、(イ)の者とは取扱いが異なり失業の認定がなされ得るものである。

ニ 認定は死亡者の死亡の当時における住所又は居所の管轄安定所長（則第 54 条の規定に基づき、当該死亡者に係る求職者給付に関する事務が委嘱された場合は、当該委嘱を受けた安定所。以下同じ。）が行う。

なお、管轄安定所長は遺族の申出により遺族の住所又は居所を勘案し、必要と認めたときは、未支給失業等給付の支給に関する事務を他の安定所長に委嘱することができる（則第 17 条の 4 第 1 項）。

53105 (5) 未支給失業等給付の支給手続

イ 未支給失業等給付請求書の提出（則第 17 条の 2 第 1 項）

(イ) 未支給失業等給付の支給を受けようとする遺族（以下「未支給給付請求者」という。）は、死亡者に係る安定所長に、未支給失業等給付請求書（則様式第 10

号の 4) に当該死亡者の受給資格者証を添えて（当該死亡者がマイナンバーカード利用者である場合及び正当な理由があるときは、受給資格者証を添えないことができる。）提出しなければならない。

(ロ) 未支給失業等給付請求書には、次の書類を添付しなければならない。

未支給の失業等給付の支給を受けようとする者の個人番号は、50005(5)ロ(イ)、(ロ)に準じて行うこととする。

a 死亡者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

例えば、死亡診断書、死体検査書又は検視調査の写し、住民票謄本等官公署又は医師の証明書である。

b 未支給給付請求者と死亡者との続柄を証明することができる書類

例えば、住民票の謄(抄)本、戸籍謄(抄)本、戸籍記載事項証明書又は住民票記載事項証明書である。

なお、未支給給付請求者が死亡者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することができる書類を提出しなければならない。

例えば、住民票の謄(抄)本又は民生委員の証明書等である。

c 未支給給付請求者が死亡者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類

例えば、住民票の謄(抄)本又は民生委員の証明書等である。

なお、別居していた者にあっては送金を受けていたことを証明する現金書留の封書等である。

(ハ) (ロ)の書類のほか、次の書類を提出させる。

ただし、既に当該死亡者が提出しているときはこの限りでない。

なお、提出させる届及び申請書の氏名欄には死亡者の氏名を記載させる。

a 基本手当の請求については失業認定申告書

この場合における失業認定申告書の記載は、就職又は就労の有無、内職又は手伝いの有無、短時間就労による収入又は手伝いの謝礼の有無の欄のみで足りる。

なお、未支給給付請求者が別居していたこと等により死亡者の日常生活を把握していない場合には、失業認定申告書の他当該死亡者の近隣者 2 人の、当該死亡者が失業していたことを証明する失業証明書を提出させる。

この場合、失業認定申告書の欄外余白に近隣者 2 人が氏名を記載することによって、失業証明書に代えることとして差し支えない。

b 技能習得手当又は寄宿手当の請求については受講証明書

なお、受講届及び通所届が未提出のまま死亡した者については当該届を併せて提出させる。

c 傷病手当の請求については、傷病手当支給申請書

d 就業手当の請求については、就業手当支給申請書

e 再就職手当の請求については、再就職手当支給申請書

f 常用就職支度手当の請求については、常用就職支度手当支給申請書

- g 移転費の請求については、移転費支給申請書
- h 求職活動支援費の請求については、求職活動支援費支給申請書
- i 以上のほか、未支給給付請求者は、死亡者が当該失業給付の支給を受ける場合に必要とする届出等を行わなければならない。

ここでいう届出等の例としては、次のようなものがある。

- (a) 則第 21 条第 4 項の規定に基づく、受講届及び通所届の記載事項に変更があった場合の届出
- (b) 則第 29 条第 1 項の規定に基づく、自己の労働によって収入を得るに至った場合の届出

ロ 未支給失業等給付の請求

- (イ) 未支給失業等給付を請求しようとする者は、当該死亡者が死亡した日の翌日から起算して 6 か月以内に死亡者の管轄安定所に出頭して未支給失業等給付請求書を提出しなければならない。

なお、郵送の場合は、発信日を請求のあった日とする。

- (ロ) 死亡者が失業の認定を受けていない未支給失業等給付の支給を受けようとする場合における当該死亡者についての失業の認定、又は支給要件に該当していることの認定は、(イ)と同様に未支給失業等給付請求書を提出した上、これを受けることが必要である。

ハ 未支給失業等給付の支給

- (イ) 未支給失業等給付は、支給決定をした日の翌日から起算して 7 日以内に支給する（則第 17 条の 3）。

- (ロ) 支給に当たっては、代理人に対する支払及び隔地払も認められる。代理人に対して支払うときは、代理権を有することについての委任状を提出させる。

また、これ以外に、死亡者が口座振込受給資格者であって、未支給給付請求者が希望する場合には、当該未支給給付請求者の普通預(貯)金口座へ振り込むことによって支給することができる。

振込みは、口座振込受給資格者の場合に準じて都道府県労働局の担当部署において行うこととなるので、安定所においては、未支給給付請求者の普通預(貯)金口座は、払渡希望金融機関指定届を使用して届出させ、52003 イ(ロ)に準じて所要の確認を行った上で、未支給失業等給付請求内容証明書及び未支給給付請求者より提出された払渡希望金融機関指定届を添えて未支給失業等給付を支給決定した旨を速やかに通知し、当該書類の写しを保管すること。

未支給失業等給付請求書については、安定所において保管し、個人番号が記載されている場合には、「個人番号利用事務における特定個人情報等取扱規程」、「個人情報保護に関する研修テキスト」の「マイナンバー制度導入に向けた研修資料」に沿って適切に取り扱うこと。

なお、この方法により未支給失業等給付の支給を行う場合、安定所においては、52007 ロに準じて死亡者に係る支払方法を現金支払の方法に切り替えた上で、53106 の処理を行う必要があるので留意する。

(ハ) 未支給給付請求者が、その支給を受けないうちに死亡した場合は、その者の相続人はその支給を請求することができる。

なお、遺族が請求しないで死亡した場合は、その遺族の相続人は未支給失業等給付の請求権者とはなれない。

この場合、他の同順位者がいないときは、次順位者が請求できる。

(ニ) 上位の順位者がおり、その者が請求権を放棄しないにもかかわらず下位の順位者に未支給失業等給付を支給した後において、上位の順位者から請求があった場合は、その者に未支給失業等給付を支給しなければならない。

この場合、下位の順位者に既に支給した未支給失業等給付については返還を求めなければならない。

53106 (6) 未支給失業等給付請求書の事務処理

イ 遺族から未支給失業等給付請求書の提出を受けた場合は、当該請求書に基づいて請求のあった失業等給付につき支給要件に該当するものであるか否か及び未支給給付請求者が正当な請求者であるか否かを認定し、支給又は不支給を決定する。

ロ 支給の決定をしたときは、未支給失業等給付請求書の「※公共職業安定所記載欄」に支給する失業給付の種類、金額その他必要な事項を記載し安定所長の決裁を受ける。

53107 (7) 削除

53108 (8) 支給台帳及び受給資格者証等の処理

遺族に対して支給を行った場合における支給台帳及び受給資格者証又は受給資格通知の処理については、センター要領参照。

恒武第 10 号の 2 (第 17 號令 2 開設)

未竟稿失業待語才歸來書

11

未支給失業等給付請求内容証明書

表2

1. 死亡した者	氏名		支給番号	被保険者番号
	死亡年齢時の 性別又は異性			
	死亡年月日	令和 年 月 日		
2. 請求者	氏名			
	性別又は異性			
	死亡した者との關係			
3. 請求する失業等給付の種類	基本手当・扶養慰得手当・寄宿手当・獨居手当・高齢扶助施設料金・特例一時金・日雇労働者給付金・就農手当・高就農手当・就農促進金手当・就農前就農手当・扶養費・通勤活動支援費・教育訓練給付金・教育訓練支援給付金・高齢者用寝具基礎基本給付金・高齢者就農給付金・介護休業給付金・育児休業給付金・出生時育児休業給付金。			
4. 備考				

都道府県労働局(担当部局)

印

死亡した者の未支給の失業等給付又は育児休業給付について、その遺族から未支給失業等給付請求書(様式第10号の4)の提出があったため、請求書の内容が上記と相違ないことを証明します。

また、上記の内容を旨とする請求については、支給決定を行ったことを申し添えます。

令和 年 月 日

○○公共職業安定所長

○○地方運輸局長

印

53201-53400 第18 解雇の効力等について争いがある場合の措置

53201-53250 1 概要

労働者が事業主の行った解雇を労働組合法第7条若しくは労働基準法第3条、第19条、第20条違反又は労働協約等に違反するからその解雇は無効であると主張し、労働委員会、裁判所又は労働基準監督機関に申立て、提訴又は地位保全若しくは賃金支払いの仮処分（以下「仮処分」という。）の申請又は申告をし、その効力を争っている場合においては、解雇事実の判定はきわめて困難であり、一方、労働者を保護する必要が大であるので、解雇の効力等について争いがある場合における措置として、一定の場合に限って資格喪失の確認を行い、これに基づき基本手当等を支給することとするものである。

この取扱いは、解雇の効力につき疑いがある場合はそれについて確定するまで、資格喪失の確認を行わないことの例外をなすものであるから、この取扱いを単なる効力の疑い、解雇不服、争議等の事実上の争いがあるに過ぎない場合にひろげてはならない。

53251-53300 2 解雇の効力等について争いがある場合の資格喪失の確認

53251 (1) 確認

解雇の効力等について争いがある場合には、次のイ及びロの条件を満たすとき有限って資格喪失の確認を行う。

なお、この取扱いは、事業主から離職証明書を添えて資格喪失届の提出があった場合又は被保険者から確認請求があった場合にのみ行うこととし、職権による資格喪失の確認は行わない。

また、事業主が資格喪失届に離職証明書を添えないで提出した場合は、被保険者が離職証明書を提出するまでは、資格喪失の確認は保留する。

また、労働基準法第3条違反、第19条違反又は第20条違反については、労働基準監督署において、解雇の効力自体を争うものではないが、当該申告がなされている場合には、公共職業安定所における喪失確認の事実判定が困難であること、その一方で、労働者保護の観点が大きいことを考慮し、喪失確認を行う公共職業安定所長の判断において、条件付給付の取扱いを行うものである。

イ　解雇された被保険者が、解雇を不当とする主張を行う場合において、離職証明書及び離職票-2の欄外に「労働委員会、裁判所又は労働基準監督機関に申立て、提訴（仮処分の申請を含む。）又は申告中であるが、基本手当の支給を受けたいので、資格喪失の確認を請求する。」旨を記載し、氏名の記載をすること。

ロ　本人又は事業主が、事業主の行った解雇あるいはこれを正当又は不当とする労働委員会、裁判所、労働基準監督機関の命令、判決又は判定に不服で、これら裁決機関に申立て、提訴（仮処分の申請を含む。）又は申告（上訴の場合を含む。）を行っており、いまだ当該命令、判決又は判定が行われていないこと。

53252 (2) 確認通知

この取扱いを行った場合は、事業主及び労働者に対する確認通知には、労働委員会、裁判所又は労働基準監督機関の命令、判決又は判定の如何により取り消されることがある旨を付記する。

53253 (3) 解雇を無効又は不当とする命令、判決又は判定があった場合の取扱い

53251 の取扱いを行った後、事業主の解雇を無効又は不当とする労働委員会の命令、裁判所の判決又は労働基準監督機関の判定があり、それが確定するか又は確定すると同様の状態になったときは、資格喪失の確認処分を取り消す。

解雇の効力等について係争中に、事業所を廃止するか又は事実上廃止と同様の状態に至ったため、たとえ解雇無効（原状回復を含む。）の命令、判決又は判定が確定しても、原状回復の実現が不可能と認められる場合には、この状態が継続する限り、資格喪失の確認処分を取り消す必要はない。

なお、次の場合は、「原状回復の実現が不可能と認められる場合」に該当するものである。

これらの例以外の場合であって、「原状回復の実現が不可能と認められる場合」に該当するか否かの判断が困難である場合は、本省あて事例を付して照会すること。

イ 当該事業主について、清算終了の登記が行われた場合（会社の合併による場合を除く。）又は破産宣告が行われた場合

ロ 賃金の支払の確保等に関する法律施行令第2条第1項第4号の規定に基づく労働基準監督署長の認定が行われた場合

なお、認定を受けた場合であっても労働者がいわゆる生産管理を行っている場合は、通常「たとえ解雇無効（原状回復を含む。）の命令、判決又は判定が確定しても、原状回復の実現が不可能」であるとは解されないものである。

ハ 事業主が行方不明の場合であって、たとえ解雇無効（原状回復を含む。）の命令、判決又は判定が確定しても、原状回復の実現が不可能と認められる場合

なお、事業主の所在が不明である場合であっても、金策のため、債権者からの追及を逃れるため等により一時的にその所在が不明であるに過ぎない場合は、「事業主が行方不明の場合」には該当しないものである。

なお、ロの労働基準監督署長の認定は、中小企業のうち、離職前に未払い賃金がある場合であって、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない場合（賃金の支払の確保等に関する法律施行規則第8条参照）に行われるものである。

したがって、認定が行われていない場合であっても「原状回復の実現が不可能と認められる場合」と判断される場合があり得るので、この場合は、原則にもどり事実に即して判断すること。

53254 (4) 仮処分命令又は労働委員会の救済命令に基づき賃金が支払われた場合の取扱い

イ 仮処分命令に基づき賃金が解雇時に遡及して支払われた場合は、既に行った資格喪失の確認処分を取り消さなければならない。

なお、後になって、本案の判決により解雇有効（原状回復の救済申立ての棄却を含む。）の命令、判決又は判定が確定するか若しくは確定と同様の状態になった場合又は当該仮処分命令が取り消され遡及賃金を返還すべき場合には、資格喪失の確認の取消処分を取り消さなければならない。

また、仮処分命令に基づき労働者の現職復帰が実現した場合には、たとえ賃金が未払いの状態となっても雇用関係が存在するものとして取り扱うことは当然である。

ロ 労働委員会の救済命令が出され、当該命令に基づき賃金が支払われた場合にも、イと同様に取り扱う。当該救済命令が後になって判決又は上級委員会の命令により取り消された場合の処理も同様に取り扱う。

53255 (5) 解雇を無効（原状回復を含む。）とする命令、判決、判定等により2の雇用関係が生じた場合の取扱い

解雇の効力等について係争中に、労働者が他に就職した場合に、就職先の事業主が適用事業主であるときは、被保険者資格を取得させることは当然であるが、その後解雇無効（原状回復を含む。）の命令、判決又は判定が確定するか又は確定と同様の状態になった場合、又は仮処分命令若しくは労働委員会の救済命令に基づき賃金を支払われた場合における被保険者資格の取扱いについては、原則として 20352 のイによることとするが、就職中の収入を控除して賃金が支払われたことにより、就職中の収入の額が当該賃金の額以上である期間については、労働者の希望により、いずれか一方の事業主との雇用関係についての被保険者資格を認めることとする。

なお、他に就職中の事業主との雇用関係について被保険者資格を取得させたときは、解雇の効力等について争った事業主との雇用関係についての被保険者資格の喪失は、離職以外の理由によるものとする。

53301－53350 3 解雇の効力等について争いがある場合の離職票の受理、失業の認定及び基本手当等の支給

53301 (1) 離職票の受理

53251 により交付された離職票を受理したときは、次の取扱いをする。

イ 労働委員会、裁判所又は労働基準監督機関に解雇又は解雇理由の不当についての申立て、提訴（本案訴訟を提起せず、地位保全又は賃金支払の仮処分の申請のみを行う場合も含む。）又は申告に係る事件が現在係争中であることを確認する（53251 参照）。

ロ 受給資格者に対し、事業主の行った解雇を不当として申立て、提訴又は申告を行っている者に対しては、失業の認定、基本手当の支給は行うが、これは労働委員会の命令、裁判所の判決若しくは労働基準監督機関の判定が確定するか若しくは確定と同様の状態になり、又は仮処分命令若しくは労働委員会の救済命令に基づき、解雇時に遡及して賃金が支払われるまでの暫定的取扱いであり、これらの事実が発生した場合には、既に支給した基本手当を返還させるものであることを説明し、次の様式に準拠した確約書を徴し、その写しを当該受給資格者に保管させる。

この場合、後日、労働者から命令、判決又は判定等について通知を受けた安定所は関係安定所に連絡する。

ハ 事業主の行った解雇理由（解雇についてはこれを争わず、解雇理由のみを不当と主張するときは極めてまれであり、通常の場合、解雇そのものと併せて争われる。）を不当として申立て又は提訴を行っている者に対しては、裁判所又は労働委員会がその解雇理由を不当と判定する旨の命令又は判決が確定しない限り、離職票に記載された離職理由によって所定の給付制限を行うこと、特定受給資格者には該当しないこと、及び後に事業主が行った解雇は正当であるが、解雇理由は事業主の都合その他法第 33 条の給付制限を受けることのない理由に基づくものであることが確定した場合は、給付制限に係る期間については一括して認定して基本手当をさかのぼって支給すること並びに事業主が行った解雇は正当であるが、解雇理由も特定受給資格者に該当するものであることが確定した場合、所定給付日数の変更を行い、基本手当を支給することであることを説明する（53302 参照）。

ニ 安定所は、離職票には 53251 のイの記載がなかった場合でも受給資格者が、その後労働委員会、裁判所又は労働基準監督機関に解雇又は解雇理由の不当についての申立て、提訴又は申告を行ったことを知ったときは、離職票に 53251 のイと同様な記載、氏名の記載を行わせた上、上記ロ及びハと同様の説明を行う。

53302 (2) 失業の認定及び基本手当等の支給

イ 53301 により離職票を受理した場合においては、通常の受給資格者の場合と同様に失業の認定を行った上、基本手当を支給するものとする。

しかしながら、条件付給付中の者は、離職を認めず原職復帰を求めて裁判等で争っている者すなわち争訴等が決着するまでの臨時内職的就労を除けば常用就職を希望していない者であり、それを職業安定機関でも認めた上で失業等給付を行うものであるから、その意味で労働の意思及び能力の有無の判断、求職条件についての職業指導、職業紹介等に当たって実質的に制約を受けることとなる（53302 ヌはこの例である）。

したがって、この場合に支給することができる失業等給付は、基本手当（所定給付日数内に限る。）及び傷病手当に限られる。

解雇の効力が、労働基準法第 20 条違反の疑いで争われている場合、事業主が少なくとも 30 日前に予告しない解雇又は 30 日分以上の平均賃金を支払わない即時解雇は無効である。

また、当該解雇の意思表示が解雇予告としては有効である場合には 30 日の期間を経過した日に解雇の効力が生ずるから、事業主が 30 日後の解雇の予告として有効なことを主張し、これに対し労働者が解雇の無効を主張して法律的に争いが生じている場合は、次の期間中失業の認定及び基本手当の支給を行う。

- (イ) 労働者が労働基準監督機関に対し、事業主の解雇が労働基準法第 20 条違反であると申告した場合は、その申告のあった日から当該機関がその解雇が同条違反であるか否かについて判定するまでの期間
- (ロ) 上記の判定に不服な事業主又は労働者が、解雇の効力について裁判所に提訴した場合は、その提訴の日から判決の確定する日又は確定と同様の状態（例えば解雇無効判決により復帰し、出訴期間内であっても当事者において上訴しないことが明らかな状態）にあると認められるまでの期間

なお、本案訴訟を提起せず、地位保全又は賃金支払の仮処分の申請のみによつて解雇の効力について争っている場合も、本取扱いの対象とする。

ロ 後日における基本手当回収を円滑に行うため、時効中断の措置に準じ、最初に支給した日の属する年度から毎年度末ごとに、受給者に対し、解雇がなかったと同様の状態になった場合（この場合の通常の形態としては原職復帰、賃金遡及払等が考えられる。）は、安定所の命ずるところにより、既に支給した当該基本手当の全額を即時返還せしめる旨を通知徹底させるとともにこれを承認する旨の確約を徴しておく。

ハ 後日、労働者から命令、判決又は判定について通知を受けた安定所は関係安定所に連絡する。

また、返還請求権の消滅時効が完成しないよう、仮処分命令又は労働委員会の救済命令に基づき解雇時に遡及して賃金が支払われた場合には、当該仮処分命令又は労働委員会の救済命令が出された日から 2 年目ごとに、時効中断の措置を講じておく。

ニ 労働基準監督機関の判定又は裁判所の判決が確定した場合は、次の取扱いを行う。

- (イ) 解雇の効力が、労働基準法第 20 条違反の疑いで争われている場合に、解雇が 30 日後の解雇予告として有効とする判定又は判決が確定した場合は、それによつて解雇が有効に成立した日の翌日が受給期間の最初の日（雇用保険法における離職の日の翌日）となるので、基本手当の支給を開始した日から解雇が有効に成立した日（事業主が解雇した日と判定又は判決によって解雇が有効に成立した日とが同一日である場合を除く。）まで、及び解雇が有効に成立した日の翌日から起算して 7 日の失業又は傷病日数（待期）に達するまでの期間に既に支払われた基本手当がある場合にはその全額を返還させる。
- (ロ) 解雇の無効について裁判所の判決又は労働基準監督機関の判定があった場合において、裁判所に対して提訴又は上訴が行われず当該判決又は判定が確定した場合又は確定と同様の状態にあると認められる場合は、既に支払われた基本手当の全額を返還させる。

なお、解雇の効力が労働組合法第 7 条、労働基準法第 3 条、第 19 条違反又は労働協約等違反の疑いで争われている場合の取扱いもこれに準ずる。

ホ 仮処分命令が出され、当該命令に基づき賃金が支払われた場合には、賃金が支払われた期間については、暫定的であっても労働者の生活保障が従前の事業主によりなされ、失業状態は解消したものと考えられるので、当該期間は雇用関係が存在する場合と同様に取り扱いこの間基本手当は支給しない。

したがって、賃金が解雇時に遡及して支払われた場合であるときは、既に行つた資格喪失の確認処分及び基本手当の支給処分をいずれも取り消し、支給した基本手当を返還させるとともに、当該仮処分命令に基づいて支払われた金員は、現実に就労がなされたか否かにかかわりなく賃金として取り扱い、保険料徴収の対象とする。

なお、後になって本案の判決により解雇有効（原状回復の救済申立ての棄却を含む。）の命令、判決又は判定が確定するか若しくは確定と同様の状態になった場合又は当該仮処分命令が取り消され遡及賃金が返還された場合には、当然のことながら資格喪失の確認の取消処分及び基本手当の支給の取消処分を取り消すとともに返還させた基本手当は再度支給する。

この場合において、未支給の基本手当があるときは、審査結果等に基づく失業の一括認定の取扱いに準じて取り扱って差し支えない。

また、和解によって原職復帰するとともに特定の日付けで退職することとなつたときには、当該特定の日付けの資格喪失処分を行い、この離職について受給資格の有無を判断する。

なお、仮処分命令に基づき労働者の原職復帰が実現した場合には、たとえ賃金が未払の状態となつても雇用関係が存在するものとして取り扱うことは当然である。

おつて、判定・判決の確定・仮処分命令に基づき賃金が支払われたこと又は和解の成立により、既に支払われた基本手当の全部又は一部の返還の措置を講ずる場合には、当該返還に係る基本手当の支給処分を取り消した旨の通知をする必要があるので留意する。

ヘ 労働委員会の救済命令が出され、当該命令に基づき賃金が支払われた場合にも、
ホと同様に取り扱う。

ト 解雇の効力等を争っている場合には、解雇の理由そのものを直接争わなくとも両
者は密接な関係にあるので、離職理由の決定は次のチにより離職票記載のとおりに
行い、必要があれば法第33条の給付制限を行う。

チ 事業主の行った解雇の解雇理由（通常解雇そのものと併せて）を不当として法律
上争っている場合の給付制限

法第33条の規定による給付制限を受けるべき理由によって解雇された労働者が、
その解雇理由を不当として（通常解雇そのものと併せて）解雇の取消又は無効を労
働委員会又は裁判所に申立て又は提訴中であっても、待期の満了の日の翌日から起
算して離職票の記載に従い所定の給付制限を行う。

後に至って労働委員会又は裁判所の命令又は判決があり、事業主の行った解雇は
正当であるが解雇理由は事業主の都合その他法第33条の給付制限を受けることの
ない理由に基づくものとされた場合は、そのときに上の期間中の失業につき一括失
業の認定をし基本手当を一括支給する。

ただし、さかのぼって支給すべき日数が、所定給付日数の残日数を超えるときは、
最近におけるその超える日分の基本手当は直ちに返還させる。

リ 解雇の効力等について係争中に、事業主が事業を廃止するか又は事実上廃止と同
様の状態に至ったため、たとえ解雇無効（原状回復を含む。）の命令、判決又は判
定が確定しても、原状回復の実現が不可能と認められる場合には、本取扱いを取り
やめることを労働者に通知するとともに、以後解雇を不当としての係争中の取扱い
は行わない。

なお、この状態が継続する限り、当然のことながら、資格喪失の確認処分を取り
消す必要及び既に支給した基本手当の返還を命ずる必要はない。

ヌ 受給資格者が事業主の行った解雇の効力等を争っている場合であって、受給資格
者が原職復帰を希望し、他の職業に就くことを希望しないときは、安定所の紹介す
る職業に就くこと又はその指示した公共職業訓練等を受けることを拒否した場合に
おいても法第32条の給付制限は行わない。

ル 解雇の効力等についての争いが和解によって解決した場合に支払われる金員につ
いては、予告手当、退職金、慰謝料、組合に対する金一封等賃金でないこととされ
たものを除き、すべて賃金として扱う。

したがって、和解によって解決した場合で既に行つた資格喪失の確認処分を取り
消し、新たに行つた資格喪失の確認処分に基づく離職票を交付する場合は、この和
解によって支払われる金員（賃金でないとされたものを除く）を賃金として記載す
る。

その金員の支払い対象期間が明確で無い場合には、離職票－2の⑩欄～⑫欄の賃
金支払対象期間等には斜線を引き、⑬欄に争い期間の表示とその金員の総額を記載
する。

なお、雇用関係は継続するが、その間賃金は支払われない旨の和解が成立したとしても、和解は争いの当事者が相互にその主張を譲歩して争いを解決する契約であり、その内容は、当事者の間で自由な意思によって決定することができるものであるから、受給要件の緩和は認められない。

ヲ 解雇の効力等について争いがある場合の法第37条第1項の傷病手当の認定及び支給については、上記イヘルに準じて取り扱う。

53303 (3) 支給台帳及び受給資格者証等の処理

本取扱いを行う受給資格者の支給台帳には、支給台帳基本項目変更等票の所要欄に必要事項を記載の上、当該変更等票により、所要のデータをシステムに入力することにより、解雇の効力等について争っている旨を記録するとともに、この処理によりその者の受給資格者証又は受給資格通知の処理状況欄にもその旨を記載する。

また、受給資格者証には適宜の欄に「提訴中」と朱書する。解雇の効力等又は解雇理由が確定した場合（確定と同様の状態にあると認められる場合も含む。）には、支給台帳の記録内容を変更及び受給資格者証又は受給資格通知の記載を上に準じて行う。

なお、支給台帳全記録-1の適宜の欄に確定した日の日付、確定した離職理由及び解雇の有効、無効等確定した事項を簡明に記載する。

また、仮処分命令又は救済命令が出された場合も、これらの命令が出された年月日、内容等を簡明に記載し、当該全記録-1を別途保管する。

53304 (4) 条件付支給中の不正受給の取扱い

イ 条件付支給中であっても、偽りその他不正の行為によって当該条件付の基本手当等を受け、又は受けようとした者は、当然、法第34条第1項等の規定に該当するものであるので、不正受給者として同条等の規定に基づく不正受給処分を行う。

また、この不正受給処分の効力は、解雇の効力の争いに関する仮処分命令、確定判決、和解等の内容により影響を受けるものではない。

ロ 条件付支給中に不正受給があった場合の事務処理（返還命令書の作成、支給台帳への記録等）は、一般の不正受給の場合と同様に行う。

したがって、この場合における当該不正受給に係る被保険者であった期間の通算については、宥恕をしない限り、条件付支給の基礎となった離職票の離職の日以前の通算対象期間を零としなければならない。

また、仮処分命令、確定判決、和解等により、従業員としての地位が保全されたり、解雇の無効が確定した場合の当該不正受給者の被保険者の資格の得喪の事務処理については、職権確認によって、条件付支給の基礎となった離職の日の翌日を、被保険者資格の取得の日として再取得させることとし、資格取得（再取得）届により、所要のデータをセンターに入力する。

53305 (5) 本人の申出による条件付給付の取扱いから本給付の取扱いへの変更

イ 条件付給付を行うこととされているものが次の(イ)から(ハ)のすべてに該当するに至

ったときは、条件付給付の取扱いを行うことなく、本来の資格喪失の確認、受給資格の決定及び失業給付の支給を行う。

なお、離職理由が解雇（重責解雇を除く。）となる場合、特定受給資格者に該当するものであることに留意する。

- (イ) なんらかの事情により、争訴の取下げを行わないが、原職以外の常用就職への紹介を希望する旨申出をしていること。
 - (ロ) 離職票の余白「①～⑭欄の記載は相違ないと認めます。」と記載の上、本人に氏名を記載させること。なお、離職理由については、事業主の記載するものになることについて説明すること。
 - (ハ) 次の様式に準拠した確認書を提出していること。
- ロ イにより本給付の取扱いを行うこととなった者に係る争訴がイの(ハ)の確認書の③に掲げる状態に至った場合は、(既に基本手当等の求職者給付を支給しているときは基本手当等の返還を命ずる前に)資格喪失処分の取消しを行うのはもちろんである。また、イに該当することにより本給付の取扱いを行う者については、原職以外の常用就職を希望している者であるので、労働の意思及び能力の有無の判断、求職条件についての職業指導、積極的な職業紹介等について、通常の離職者と同様に扱うとともに、求職者給付の支給についても通常の受給資格者と同様に扱う。

確約書

1. 私は、次の①又は②のいずれかの状態となった場合には、その旨を安定所に通知するとともに、安定所の命ずるところにより、既に支給を受けた雇用保険法に基づく給付金の全額を返還します。

① 解雇無効（原状回復を含む。）の命令、判決若しくは判定が確定した場合、又は解雇無効（原状回復を含む。）の和解の成立等命令、判決若しくは判定の確定と同様の状態になった場合

② 仮処分命令若しくは労働委員会の救済命令に基づき解雇時に遡及して賃金が支払われた場合

2. なお、住所若しくは居所を変更した場合又は他に就職した場合は、その旨を安定所に通知します。

令和 年 月 日

支給番号

住居所

氏名

公共職業安定所長 殿

.....下欄は記入しないこと。.....

受付番号

次長	課長	係長	係

確認書

私は、

- ① 原職以外への再就職を積極的に希望しており、
- ② 正当な理由なく、公共職業安定所の紹介する職業に就くことを拒んだ場合その他雇用保険法第29条又は第32条の規定に該当する場合は、それぞれの規定により給付制限を受けても異存ありません。
- ③ 仮に、
 - イ 解雇無効（原状回復を含む。）の命令、判決若しくは判定が確定した場合、
は解雇無効（原状回復を含む。）の和解の成立等命令、判決若しくは判定の確定と同様の状態になった場合

又は、

- ロ 仮処分命令若しくは労働委員会の救済命令に基づき解雇時に遡及して賃金が支払われた場合

には、その旨を安定所に通知するとともに、安定所の命ずるところにより、既に支給を受けた雇用保険法に基づく給付金の全額を返還します。

公共職業安定所長殿

上記のとおり確認致します。

令和　　年　　月　　日
氏名